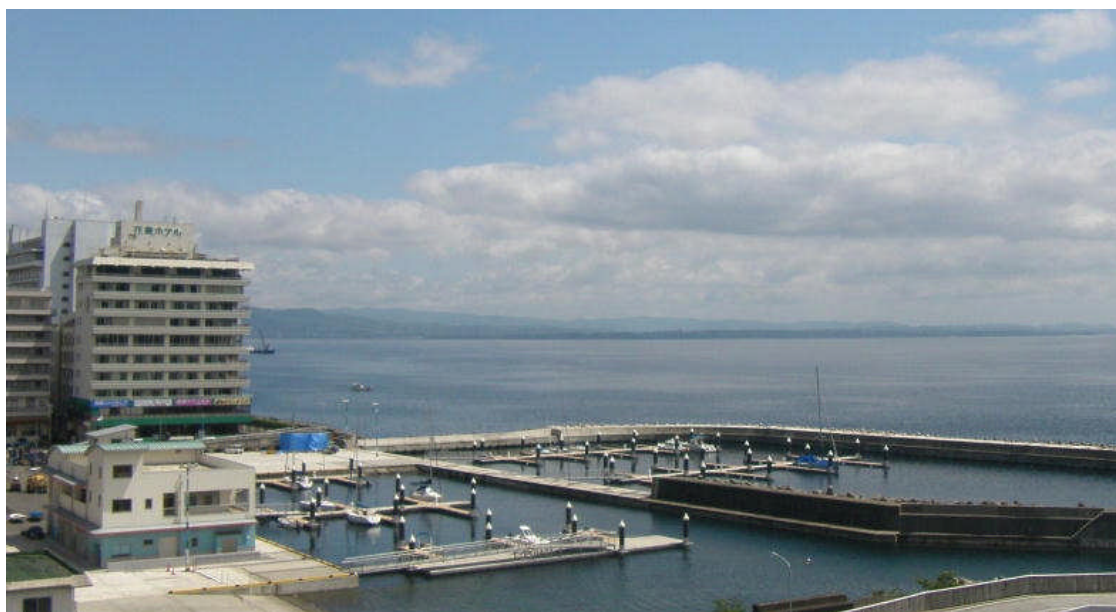


別府港県営北浜ヨットハーバーの使用について



別府港北浜ヨットハーバーは、平成22年7月1日（陸上保管は平成22年8月1日）より供用開始しています。

現在、一般使用（ビジター用浮棧橋6隻）及びボートヤード（陸上保管25隻）の利用の申し込みができます。

利用時間 午前9時から午後5時まで

- (1) 原則として上記時間以外は、入出港及びサービス施設の使用はできません。
- (2) サービス施設
有料・・・給水・給電施設、上架施設、
駐車場（浮き棧橋、ボートヤードの使用許可を受けた方は無料です。）
- (3) 時間外に入出港するときは、あらかじめ管理者に届け出てください。
- (4) 管理人は、午前9時から午後5時まで管理棟に常駐します。
- (5) 午後5時から翌日午前9時までは、ヨットハーバーの出入口を施錠します。

休業日 年末年始（12月29日から1月3日）

予約受付 ビジター用浮棧橋については3ヶ月先まで予約できます。

予 約 方 法 下記予約先に、事前に電話で予約してください

予 約 先 北浜ヨットハーバー管理事務所
TEL 0977-26-3701
FAX 0977-26-3701

ビジター用
浮 棧 橋 船長 14mまで 2基 (F-13・18)
" 11mまで 2基 (A-17・E-17)
" 8mまで 2基 (E-5・7)

- ※ 係留場所は別紙の図面を参照してください
- ※ 別紙の別府港北浜ヨットハーバー管理規定（ビジター用）をお読みください。

ボートヤード 25隻（陸上保管）
※ 別紙の使用料単価表のボートヤードの欄をお読みください。